

# 仕 様 書

## 1 業務名

札幌市生涯学習総合センターエレベーター整備保全業務

## 2 作業場所

札幌市生涯学習総合センター（札幌市西区宮の沢1条1丁目1-10）

## 3 業務概要

札幌市生涯学習総合センター内に設置されたエレベーターについて、部品交換による整備を行い、部品交換後においても正常に作動するよう調整を行う。

## 4 対象機器

番号	メーカー	用途	機種
1号機	東芝	乗用	P15-C0105
2号機	東芝	乗用	P15-C0105
3号機	オーチス	寝台用	THB-1750-45
4号機	オーチス	乗用	P-15-C0.90

※ 設置個所については別添図面のとおり

## 5 更新部品

更新部品は、下記(1)~(4)または同等品とする。

なお、同等品については、下記(1)~(4)に定める規格を満たしていることを条件とする。

### (1) 1号機

No.	項目	規格	メーカー	型番	数量
1	ワイヤーロープ E種	φ12mm 40m×5本	神鋼鋼線工業株式会社 または 東京製綱株式会社	8×S(19)	200m
2	調速機用ロープ A種	φ8mm 80m×1本		6×Fi(25)	80m
3	インターホン用バッテリー ※1号機、2号機共用	24V 2000mAh	古河電池	20-C2.0H	1個
4	停電灯用バッテリー	6V 2000mAh		5-C2.0H	1個

(2) 2号機

No.	項目	規格	メーカー	型番	数量
1	ワイヤーロープ E種	φ 12mm 40m× 5 本	神鋼鋼線工業株式会社	8× S (19)	200m
2	調速機用ロープ A種	φ 8mm 80m× 1 本	または 東京製綱株式会社	6× Fi (25)	80m
3	停電灯用バッテリー	6V 2000mAh	古河電池	5-C2.0H	1 個

(3) 3号機

No.	項目	規格	メーカー	型番	数量
1	ワイヤーロープ E種	φ 12.5mm 110m× 4 本	神鋼鋼線工業株式会社 または 東京製綱株式会社	8× S (19)	440m
2	停電灯用バッテリー	3.6V 2500mAh	古河電池	3-C2.5H(S)	1 個
3	インターホン用バッテリー ※ 3号機、4号機共用	24V 600mAh		20-AA600	1 個

(4) 4号機

No.	項目	規格	メーカー	型番	数量
1	ワイヤーロープ E種	φ 12.5mm 70m× 3 本	神鋼鋼線工業株式会社	8× S (19)	210m
2	調速機用ロープ E種	φ 9.5mm 60m× 1 本	または 東京製綱株式会社	EVR8× W(19)	60m

※ 同等品で参加する場合は、事前に同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることがわかる書類を担当課に電子メールで提出し、担当課の確認及び承認を受けること。(メールアドレスは下記11のとおり)

なお、同等品の判断には時間を要する場合もあるため、見積書提出期限を考慮し、余裕をもって担当課へ確認を依頼すること。

## 6 業務内容

### (1) 品質管理

「5 更新部品」で示す部品を用意し、その品質が適正か十分に確認すること。

### (2) 交換整備

「5 更新部品」で示す部品を作業現場に搬入し、既存の部品を取り外し、用意した部品の取り付けを行うこと。「5 更新部品」で示すもののほか、不足の部品交換が生じた場合の費用は本件に含めないこととする。ただし、油脂類及び軽微な部品（パッキン等）は本件の費用に含めること。

(3) 調整・設定、試運転等

部品取り付け実施後、機器が正常に作動するよう運転調整を行うこと。また、必要に応じてその他の調整、設定等を行い、すべての作業終了後に、機器が正常に作動することを再度確認すること。

7 見積もりについて

部品費用、作業費、運搬費等のほか、報告書等の作成に係る一切の経費について、見積金額に含めること。

8 履行期限

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

※ 作業にあたっては、市民の施設利用に影響を及ぼすことから、作業日程について、委託者と十分に調整を行うこと。

また、履行期限にかかわらず、部品納入後は速やかに整備に着手すること。

9 提出物

(1) 作業着手前

ア 作業計画書（業務責任者、業務責任者の資格免許証（※）の写し、職員証等の雇用関係を確認できる書類の写し、業務日程表、緊急連絡体制表）

※ 「昇降機・遊戯施設検査員登載証」などエレベーターの検査・報告を行う資格を有していることを証するもの

イ 建設業許可の取得を確認できるもの（通知の写し等）

(2) 作業完了後

作業完了後、次の書類を速やかに提出すること。

ア 完了届

イ 作業報告書及び作業記録写真

ウ その他委託者が指示するもの

10 その他

(1) 受託者は、作業にあたって必要な事項については委託者、施設管理者と十分な打合せを行うこと。また、作業にあたっては、関係法令を遵守し、施設利用者及び施設の管理運営に支障をきたすことのないよう万全を期すこと。

(2) 受託者は、受託者が処分すべきものについて、関係法令に則り、適正に処理すること。

(3) 作業の際は、必要に応じ養生を行い、作業終了後は原状復帰を行うこと。作業に伴い建物、備品に破損が生じた場合は速やかに委託者及び施設管理者に報告すること。

(4) 受託者は、事前に作業場所を確認し、作業手順等を確認した後に部品発注を行うこと。

(5) 作業に必要な機器、工具、軽微な消耗品類は受託者負担とする。

(6) 作業に必要な技術、資格等を持つ人員を配置すること。

- (7) 作業場所において、事故等が発生した場合は、速やかに施設管理者に報告すること。また、受託者の不注意により発生した事故及び故障等については、全て受託者が責任を負うこと。
- (8) 受託者は、作業を行う者に名札等の身分証明を携帯させること。
- (9) 本業務で知り得た館内の情報については、みだりに口外することのないよう留意すること。
- (10) 原則として、塗料等を使用する場合、揮発性有機化合物6物質（ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン）が含まれていないものを使用すること。やむを得ず使用する場合には、環境省が定める指針値以内であることが確認できていること。
- (11) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに委託者と協議を行うこと。

## 11 担当課

札幌市中央区北2条西2丁目STV北2条ビル4F

札幌市教育委員会生涯学習部生涯学習推進課

担当：渡辺 電話：011-211-3871

メール：manabi-keiyaku@city.sapporo.jp